編・転入学生の入学時に必要な書類について

入学時に大学入学資格の確認が必要な方は、次の証明書を提出していただきますので、事前に取得してください。なお、提出されない場合は編入学・転入学資格が確認できないため、本学への入学を取り消すことがあります。

（１）学士の学位取得見込みで受験した方

…　出身大学の卒業証明書（原本）

（２）短期大学、高等専門学校を卒業見込みで受験した方

…　卒業証明書（原本）

（３）専修学校の専門課程のうち、
文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了見込みで受験した方

…　専門士または高度専門士の称号取得証明書または修了証明書（原本）

（４）４年制以上の他大学において２年以上在籍し、
学部が出願時に定めた単位数を修得見込みで受験した方

…　在籍証明書および修得単位数（62 単位以上）が記載された
学業成績証明書（原本）

（５）短期大学または４年制以上の他大学において１年以上在籍し、
法学部、現代社会学部が出願時に定めた単位数を修得見込みで受験した方

…　在籍証明書および修得単位数（30 単位以上）が記載された
学業成績証明書（原本）【法学部、現代社会学部のみ】

（６）４年制以上の他大学において１年以上在籍し、総合リハビリテーション学部が出願時に定めた単位数を修得見込みで受験した方

…　在籍証明書および修得単位数（24 単位以上）が記載された
学業成績証明書（原本）【総合リハビリテーション学部のみ】